

# 確定申告のお知らせ

問 税務課  
☎(55)7123

開設期間：2月16日(水)～3月15日(火) 市役所閉庁日(土・日曜日、祝日)を除く。

申告会場：市役所 南館1階 会議室1-3・1-4

立田庁舎 1階 第1会議室

八開地区コミュニティセンター 1階 会議室1-1・1-2

佐織庁舎 2階 第1会議室、第2会議室

開設時間：午前8時30分～11時 午後1時～4時

※「番号表」は当日午前8時から配布します。オンラインで事前に予約できる仕組みも試験的に導入する予定です。

立田庁舎・八開地区コミュニティセンターについては、隔日開設します。

(開設日：立田会場は偶数日・八開会場は奇数日)

◎各会場では、3密を避け、来場者の感染防止対策として、入場制限などを行います。

◎感染対策を講じるため、受付を早めに終了する場合があります。

## 申告に必要な書類(申告内容によっては異なります。)

- 税務署からのハガキ、源泉徴収票など
  - 「利用者識別番号等通知」をお持ちの方は、ご持参ください。
  - 生命保険料および地震保険料の控除証明書、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書など
  - 医療費控除を受けられる場合は、医療費控除の明細書(指定様式があります。)
- ※「医療費控除の明細書」は、領収書に基づき[人ごと、医療機関ごと]に金額を記載する必要があるため、必ず事前に作成しておいてください。
- ※青色決算書や白色収支内訳書は、作成しておいてください。

## 申告書の提出の際は、マイナンバー(12桁)の記載が必要です。

(本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。)

例1 個人番号カード(番号確認と身元確認)

例2 通知カード(番号確認) + 運転免許証、健康保険の被保険者証など(身元確認)

(注) 控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの添付は不要

詳しくは、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」

☞ <https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

## ◆津島税務署(津島文化会館申告会場)で受付の申告

過年分(令和2年分以前)の確定申告、住宅取得後1年目、分離譲渡所得、個人事業主などで青色決算書や白色収支内訳書が未作成の方や作成の相談をされる方、雑損控除、仮想通貨(譲渡)、消費税、贈与税、相続税に係る申告については、津島税務署(津島文化会館申告会場)での申告となります。市役所申告会場では受け付けできません。